



つくばみらい市告示第 19 号

つくばみらい市認知症高齢者等見守りQRコード活用事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年 3 月 10 日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



つくばみらい市認知症高齢者等見守りQRコード活用事業実施要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市認知症高齢者等見守りQRコード活用事業実施要綱（令和4年つくばみらい市告示第117号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「若年性認知症に相当すると認められる者」を「初老期における認知症により介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定等を受けている第2号被保険者」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。